

公益法人・一般法人で働く皆様を応援します！

公益認定申請および公益法人の運営に関する 相談会（内閣府受託）

東京
第1回

ご相談費用は**無料**です。ぜひお気軽にご参加ください。

【開催日】2021年11月30日（火）

【会 場】エッサム神田ホール 1号館（東京都千代田区神田鍛冶町3-2-2）



①13:00～、②14:00～、③15:00～、④16:00～（各50分）

- * ご希望のお時間をお選びいただけますが、担当相談員の専門分野とのマッチングにより、ご希望と異なる時間帯となる場合もございます。
- * 相談員は、内閣府の委嘱を受けた法律・会計の専門家です。

☞ **公益法人**の方は、運営全般（機関運営、財務・会計、税務、組織再編等）のご相談をお受け致します。

例えば…

- ・ コロナの影響もあり事業の見直しを検討したい。変更認定申請・届出が必要か？
- ・ 収支相償の未達や遊休財産保有制限について、具体的な解決方法を考えたい。
- ・ 緊急事態宣言が解除され、立入検査が再開されると聞いたが、あらためて立入検査の意義や対応要領を教えてほしい。

☞ **一般法人**の方は、公益認定申請や公益目的支出計画に関するご相談のみお受け致します。

例えば…

- ・ 公益認定申請を検討しているが、作業の優先手順はどうすればよいのか？
- ・ 継続事業が計画通り実施できず困っている。変更認可申請・届出は必要か？

（お願い）

相談会では、法制度に関するご相談には弁護士が、会計・税務に関するご相談には公認会計士もしくは税理士が対応いたします。

お申込票にご記入いただいたご相談内容に、両方の分野が混在している場合は、法律系あるいは会計系いずれか1名の専門家に割り振らざるを得ないことをあらかじめご了承ください。

【新型コロナウイルス感染症対策について】

相談会におきましては、換気・手指消毒剤の設置など感染予防に努めますが、参加される皆様にも以下のご協力をお願いいたします。

1. 相談会へのご参加は、1法人2名様まででお願いいたします。
2. 相談会当日は、体調をご確認いただき、必ずマスクご着用の上、ご参加をお願いいたします。
3. 発熱や咳、風邪のような症状等がみられる場合は、ご参加をお控えくださいますようお願いいたします。またそのような方がご参加の場合は、お声がけをさせていただき、場合によってはご参加をお断りする場合もありますので、あらかじめご了承ください。

参加ご希望の方は、**公益法人協会HP（トップページ）「新着情報」**より参加申込書をダウンロードの上、メール添付にてお申込みください。

<http://www.kohokyo.or.jp>（公益法人協会HP）

締切：11月16日（火）

お問合せ：（公財）公益法人協会 相談会事務局（担当：松野・上曾山）

TEL: 03-4500-9166 email: yoyaku@kohokyo.or.jp

〒113-0021 東京都文京区本駒込2-27-15 イントランス本駒込ビル7階